

鳥取県豚熱防疫対策連絡会議
(持ち回り開催)

日時：令和5年10月20日(金)

会議内容

- 1 発生状況(県内35例目)
- 2 感染確認区域
- 3 本県の対応
- 4 防疫強化対策
- 5 飼養豚での豚熱発生状況
- 6 佐賀県の発生概要(続報)
- 7 相談窓口の設置

1 発生状況(県内35例目)

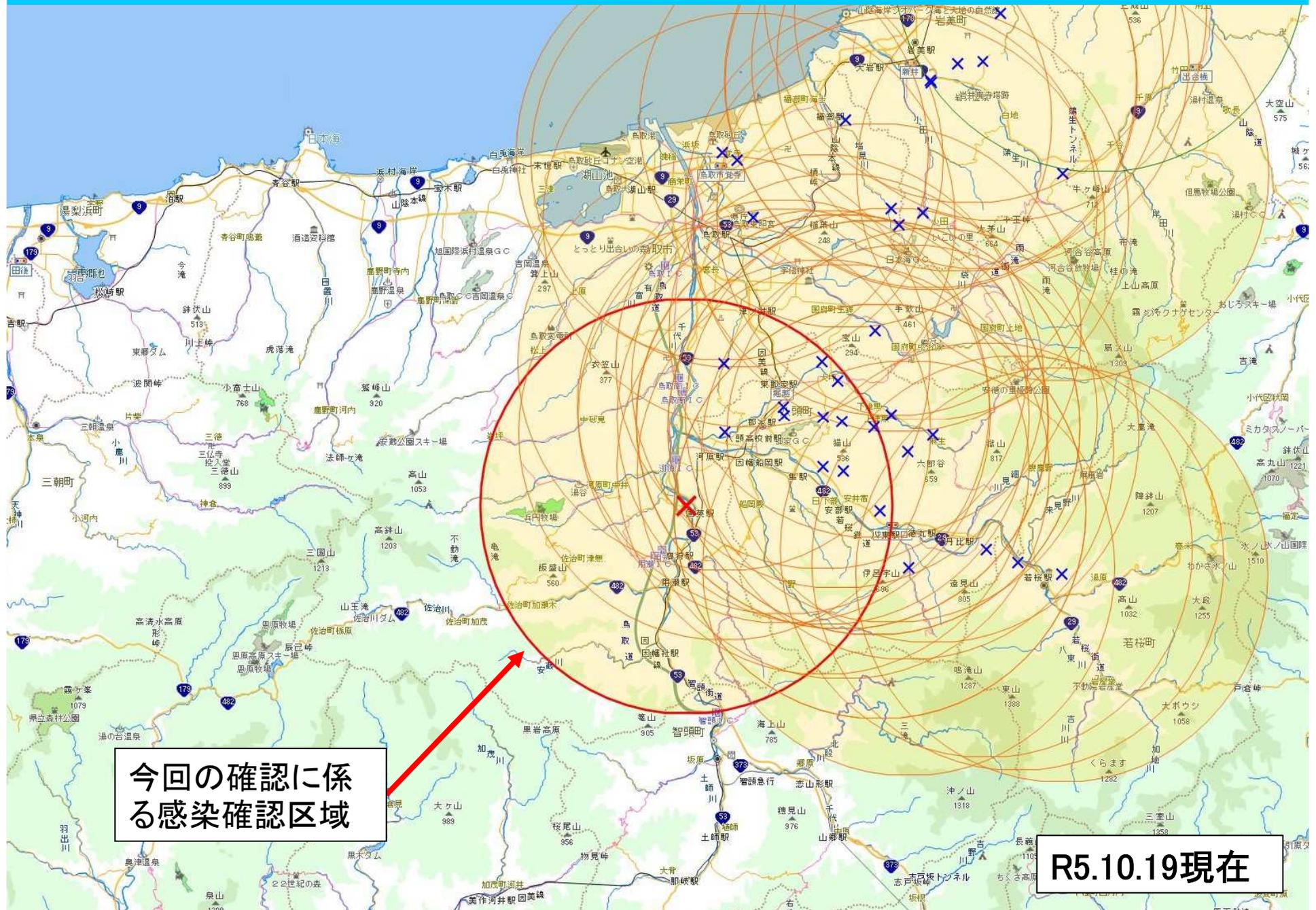
○経過 10月17日(火)昼過ぎに鳥取市の住民が衰弱・横臥しているいのししを発見、猟友会が捕獲、処分。

○いのししの情報

- ・発見場所 鳥取市河原町(千代川西側)の果樹園地内
- ・体長 約100cm、雌
- ・採材と消毒 10月18日(水)午前11時に実施
- ・個体の処分 埋却

○10月19日(木) 倉吉家畜保健衛生所のリアルタイムPCR検査で豚熱遺伝子を確認し、豚熱陽性と確定

2 感染確認区域(感染いのしし発見場所から半径10km以内)



3 県の対応(1)

1 発生情報の周知と豚舎対策

- ・野生いのししの感染確認の都度、県内18養豚農場に情報提供と、異状がないことを確認
- ・豚舎周辺のいのしし侵入防止柵や畜舎の点検、長靴や衣服の交換、車両消毒の徹底を指示。

2 移動制限等防疫措置

- ・鳥取県は豚熱ワクチン接種区域であることから、制限区域の設定や消毒ポイントの設置は行わない。

3 県の対応(2)

3 野生いのしし対策

○野生いのしし捕獲の強化

○サーベイランスの強化

野生いのしし死体、捕獲個体の検査数の強化

2月1日(初発事例)以降県内全域で410頭(うち死亡いのしし34頭)を検査し、死亡いのしし17頭、捕獲いのしし18頭で陽性(初発含む)

○狩猟者等に対するウイルス拡散防止対策の要請

- ・いのししの感染確認区域(感染いのしし発見場所から半径10km以内)外への肉等持ち出しの自粛要請
- ・捕獲個体の適切な処理(埋却等)

○ジビエ利用に関する注意喚起

- ・ジビエ利用関係者(狩猟者、処理施設)に発生情報周知と注意喚起

3 県の対応(3)

4 県民の方への情報提供や注意喚起

- ・県ホームページで豚熱は豚といのししの病気であり、人の健康には影響がないこと等の風評被害対策の情報を提供
- ・秋の行楽シーズンを迎え、山などから豚熱ウイルスを持ち帰らないよう広報を強化(9月14日新聞掲載)
- ・捕獲従事者、林業関係者、公園管理者等へ情報提供と注意喚起

風評被害対策



登山道休憩所にポスター掲示



新聞広告掲載

豚肉は安全です **豚熱は人に感染しません**

【問合せ先】 県庁 家畜防疫課 〒680-8570(所在地記載不要)
電話:0857-26-7286 ファクシミリ:0857-26-7292
電子メール: kachiku-boueki@pref.tottori.lg.jp

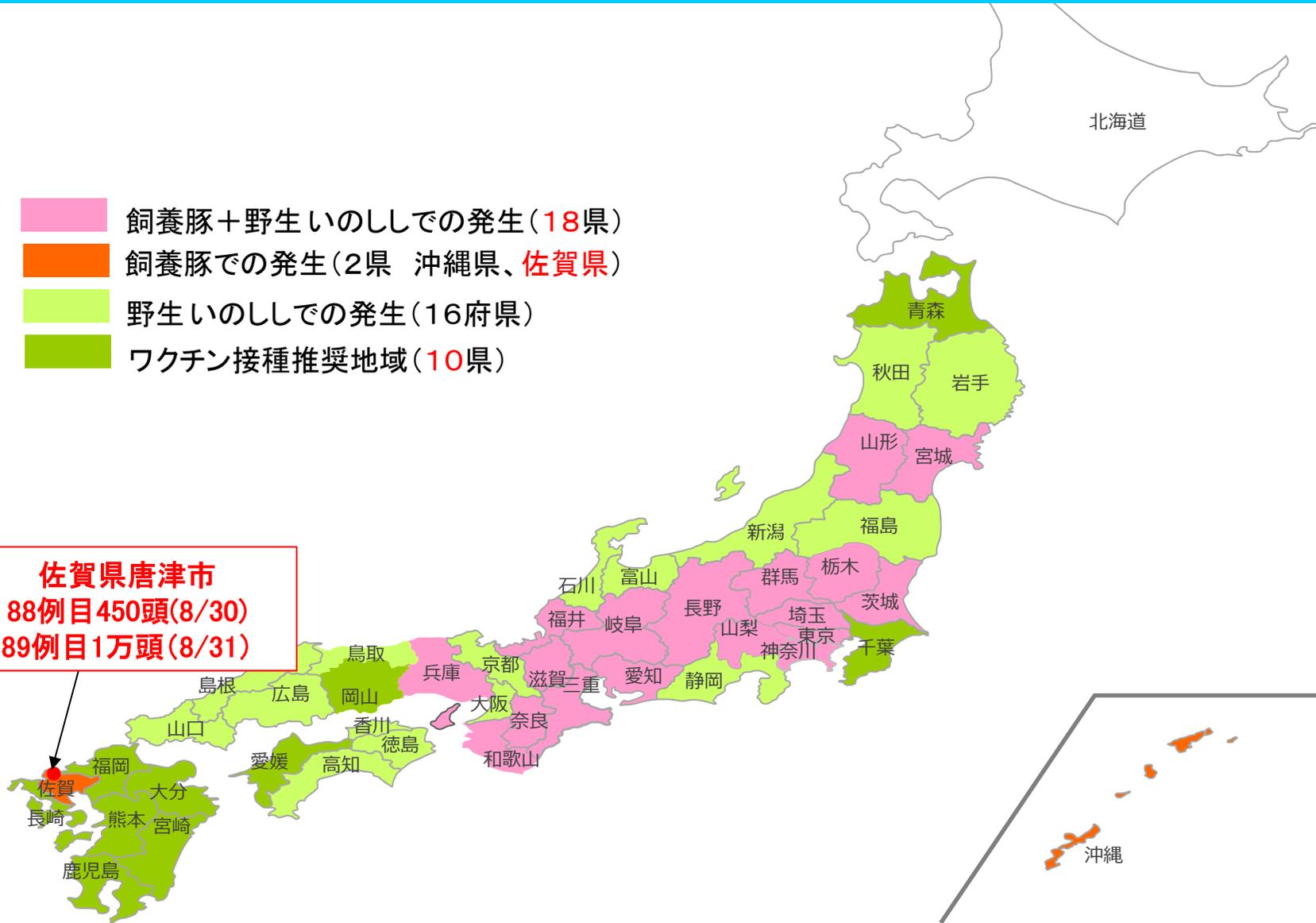
4 防疫強化対策

- 野生いのししによる豚熱ウイルス農場侵入防止のため、
県東部の3農場周辺を含む地域に野生いのしし用の豚熱
経口ワクチン4,000個を散布済(6~7月)。10~11月にさ
らに2回散布実施(現在、散布中)。
- 家畜保健衛生所による野生動物侵入防止対策徹底指導
- 農場の豚の豚熱ワクチン接種の適期接種指導
(豚熱ワクチンによる免疫力を確実に高めるため)
- 野生いのししの捕獲強化及びサーベイランス強化(継続)
死亡いのししが発見された地点周囲の捕獲強化

5 飼養豚での豚熱発生状況

- 飼養豚+野生いのししでの発生(18県)
- 飼養豚での発生(2県 沖縄県、佐賀県)
- 野生いのししでの発生(16府県)
- ワクチン接種推奨地域(10県)

佐賀県唐津市
88例目450頭(8/30)
89例目1万頭(8/31)



6 佐賀県の豚熱発生概要(続報)

	1例目(国内88例目)	2例目(国内89例目)
所在地	佐賀県唐津市	佐賀県唐津市(1例目3km圏内)
飼養状況	約450頭	約1万頭
経過	8/30 患畜確定 8/31 殺処分完了 9/2 防疫措置完了	8/31 患畜確定 9/8 殺処分完了 9/20 防疫措置完了
	10/9 搬出制限区域解除 10/19 移動制限区域解除	

【国の疫学検討結果、提言】

- 中国地方西部(島根県、広島県及び山口県)の野生イノシシ由来のウイルスに近い。
- 近隣の野生イノシシでの感染が確認されていない地域においても、人・物・車両・野生動物を介して農場に侵入する可能性が考えられるので、飼養衛生管理基準に基づく衛生対策を徹底すること。

7 豚熱相談窓口

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■死亡いのししに関する通報窓口

家畜防疫課	0857-26-7286 (夜間休日 090-8061-9109)
各市町村窓口	

■野生いのししに関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3149 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

■ジビエ利用に関する相談窓口

食パラダイス推進課	0857-26-7853 (夜間休日 0857-26-7111)
東部農林事務所	0857-20-3654 (夜間休日 0857-26-7111)
中部総合事務所農林局	0858-23-3163 (夜間休日 0857-26-7111)
西部総合事務所農林局	0859-31-9768 (夜間休日 0857-26-7111)

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

豚熱ウイルスの拡散防止のお願い

- 野生いのししの中で豚熱という病気が広がっています。人に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。ウイルスを山野から持ち帰らないようご協力をお願いします。
- ウイルスは土にも含まれるので靴の泥は山野で落としましょう。
- 野生いのししを誘引しないよう、飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。
- 山野から下りたら、畜産施設に近寄らないようにしましょう。
- 野生いのししの死体を見つけたら、市町村又は県庁畜産振興局家畜防疫課へ連絡してください。

県民の皆様へ

- 1 豚熱は豚熱ウイルスによる豚及びいのししの病気であり、人に感染することはありません。
- 2 仮に感染した豚やいのししの肉を食べても人の健康に影響はありません。感染豚の肉が、市場に出回ることはありません。